認定コミュニティ活動状況資料

小出地区まちぢから協議会

（１）認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表　１

規約　２～７

委員名簿　８～９

（２）認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書　１０～１５

当該年度の活動計画書及び収支予算　１６～１７

認定審査基準確認表

小出地区まちぢから協議会

審　査　基　準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（Ｈ２９年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第２条に市長が告示する小出地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図１２」と規約第２条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第６条（１）に「小出地区自治会連合会に属する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり１７自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第３条第１項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第６条第１項（４）～（２３）（（５）、（８）、（１１）～（１６）を除く。）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （４）小出地区民生委員・児童委員協議会の代表 （１０）小出地区社会福祉協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （１７）小出地区体育振興会の代表 （１８）スポーツ推進委員の代表 （２１）小出小学校体育施設開放運営委員会の代表 （２２）小出暫定スポーツ広場運営委員会の代表 （２３）堤スポーツ広場多目的広場運営委員会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （６）少年補導員の代表 （７）青少年指導員の代表 （９）小出地区青少年育成推進協議会の代表 （１９）小出小学校ＰＴＡの代表 （２０）北陽中学校ＰＴＡの代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第６条第１項（４）～（２３）（（５）、（８）、（１１）～（１６）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第６条第１項（２４）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第１１条及び第２３条～第２７条に部会の規定あり。 部会規定に部会に関する詳細の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第１１条第２項及び第３項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第４条に目的、第１条に名称第３条に事務所の所在地、第２条に主として活動する区域、第９条に代表者に関する事項、第１１条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第４条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

小出地区まちぢから協議会　規約

目次

第１条　名称
第２条　区域
第３条　所在地
第４条　目的
第５条　事業
第６条　委員
第７条　準委員
第８条　役員
　第９条　役員の任務
　第１０条　役員の任期
第１１条　会議
第１２条　総会
　第１３条　総会の種別
　第１４条　総会の招集
　第１５条　総会の議決事項
　第１６条　総会の議事録
第１７条　運営委員会
　第１８条　運営委員会の招集
　第１９条　運営委員会の決定事項
第２０条　役員会
　第２１条　役員会の招集
　第２２条　役員会の所掌事項
第２３条　部会
　第２４条　部会長及び副部会長の任務
　第２５条　部会長及び副部会長の任期
　第２６条　部会の招集
　第２７条　部会の協議事項
第２８条　事務局
第２９条　事業及び会計年度
第３０条　経費
第３１条　住民等からの意見等の取り扱い
第３２条　必要事項

（名称）
第１条　本会は、小出地区まちぢから協議会という。
（区域）
第２条　本会の活動区域は小出地区自治会連合会の区域とする。
（所在地）
第３条　本会の主たる事務所の所在地は、小出地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市堤１９４８番地１）とする。
（目的）
第４条　本会は、小出地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。
（事業）
第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
(2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
(3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
(4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
(5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
（委員）
第６条　本会の委員は、次に掲げるものとする。
(1) 小出地区自治会連合会に属する自治会長
(2) 小出地区自治会連合会地域活動部会の代表
(3) 小出地区自治会連合会防災部会の代表
(4) 小出地区民生委員・児童委員協議会の代表
(5) 交通指導員小出支部の代表
(6) 少年補導員の代表
(7) 青少年指導員の代表
(8) 母親クラブの代表
(9) 小出地区青少年育成推進協議会の代表
(10) 小出地区社会福祉協議会の代表
(11) 小出地区防災リーダーの代表
(12) 小出地区農業委員の代表
(13) 農業嘱託員の代表
(14) ＪＡさがみ小出支店運営委員の代表
(15) 環境指導員の代表
(16) 小出地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
(17) 小出地区体育振興会の代表
(18) スポーツ推進委員の代表
(19) 小出小学校ＰＴＡの代表

(20) 北陽中学校ＰＴＡの代表
(21) 小出小学校体育施設開放運営委員会の代表
(22) 小出暫定スポーツ広場運営委員会の代表
(23) 堤スポーツ広場多目的広場運営委員会の代表
(24) 公募による者
(25) 本会が推薦する者

２　委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

３　委員の定数は、４５名以内とする。

４　欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（準委員）

第７条　本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置く。

２　準委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

３　欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第８条　本会に次の役員を置くものとする。

(1) 会長　　１名
(2) 副会長　　２名
(3) 書記　　１名
(4) 会計　　１名
(5) 監事　　２名

（役員の任務）

第９条　役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
(3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
(4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
(5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は再任を妨げない。

（会議）

第１１条　本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

２　会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　前２項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

（総会）

第１２条　総会は、委員をもって構成する。

２　総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

（総会の種別）

第１３条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、年度当初に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第８条第５号の規定により監事から請求があったときに開催する。

（総会の招集）

第１４条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の１５日前までに通知しなければならない。

（総会の議決事項）

第１５条　総会は、次に掲げる事項を決定する。

(1) 本会の事業報告及び決算に関すること。

(2) 本会の事業計画及び予算に関すること。

(3) 本会の役員の選任に関すること。

(4) 規約の制定及び改廃に関すること。

(5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

（総会の議事録）

第１６条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）

(3) 開催目的、協議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２名以上の署名押印をしなければならない。

（運営委員会）

第１７条　運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

２　運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

３　運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営委員会の招集）

第１８条　運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（運営委員会の決定事項）

第１９条　運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

(1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
(2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
(3) 部会の設置及び協議の投げかけに関すること。
(4) 各部会長の選任に関すること。
(5) 各部会が協議した事項に関すること。
(6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
(7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
(8) 住民への周知に関すること。
(9) その他委員等から提案された事項に関すること。

（役員会）

第２０条　役員会は、役員をもって構成する。

２　役員会の議長は、本会の会長が就く。

３　役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（役員会の招集）

第２１条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の所掌事項）

第２２条　役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。
(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

（部会）

第２３条　部会は、部会員をもって構成する。

２　部会に、部会長１名及び副部会長２名を置く。

３　副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

４　部会の議長は、部会長が就く。

（部会長及び副部会長の任務）

第２４条　部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

（部会長及び副部会長の任期）

第２５条　部会長及び副部会長の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会の招集）

第２６条　部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

（部会の協議事項）

第２７条　部会は、所掌する事項について調査・審議する。

２　部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（事務局）

第２８条　本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局は、次の事項を行う。

(1) 会議の資料の作成に関すること。

(2) 会議の議事録の作成に関すること。

(3) 会計事務に伴う事項に関すること。

(4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。

(5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

（事業及び会計年度）

第２９条　本会の事業及び会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日とする。

（経費）

第３０条　本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第３１条　会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

（必要事項）

第３２条　その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附　則

この会則は、平成２５年８月５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２８年５月９日から施行する。

附　則

この会則は、平成２９年５月１５日から施行する。

小出地区まちぢから協議会　平成29年度委員名簿

	役職	氏名	団体
1	会長	矢野　福徳	小出地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ管理運営委員会　会長
2	副会長	鈴木　暹	小出地区青少年育成推進協議会　会長
3	副会長	永澤　鐵男	小出地区自治会連合会　会長／やよい会自治会　会長
4	会計	五十嵐　清夫	小出地区社会福祉協議会　会長
5		内田　敏博	堤上自治会　会長
6		吉野　久雄	堤下自治会　会長
7		佐藤　次男	下寺尾自治会　会長
8		野中　清	行谷自治会　会長
9		石川　次男	芹沢西部自治会　会長
10		樋田　喜八	芹沢久組自治会　会長
11		米山　秀樹	芹沢中部自治会　会長
12	監事	桐岡　勉	芹沢東部自治会　会長
13		後藤　朝水	二本松自治会　会長
14		人見　陽吉	八王子原自治会　会長
15		平野　大輔	芹沢ひかりが丘自治会　会長
16		佐藤　英貴	芹沢清水台自治会　会長
17		宇尾野　政徳	湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会　会長
18		大城　ふじを	湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎自治会　会長
19		川島　茂	湘南ライフタウン羽根沢第一住宅自治会　会長
20		秋津　光則	芹沢細谷紺谷村自治会　会長
21		小林　勝	小出地区民生委員･児童委員協議会　会長
22		大藤　幸巧	交通指導員小出支部　支部長
23		西ヶ谷　勝久	青少年指導員
24		岡崎　文江	母親クラブ
25		木村　忠雄	小出地区体育振興会　会長
26		渡辺　唯	スポーツ推進委員
27		黒沼　晶子	小出小学校PTA　会長
28		本多　絵美	北陽中学校PTA　書記

小出地区まちぢから協議会　平成29年度委員名簿

	役職	氏名	団体
29		野崎　治男	小出小学校体育施設開放運営委員会　会長
30		山本　収二	小出暫定スポーツ広場運営委員会　会長
31		須藤　功	堤スポーツ広場多目的広場運営委員会　会長
32		野中　良幸	協議会推薦
33		堀江　朝昭	協議会推薦
34		村越　安芳	協議会推薦
35	監事	中尾　俊之	協議会推薦
36	書記	大谷　みち子	協議会推薦
		仁木　淳	協議会推薦（準委員）
37		徳原　盛実	公募委員
38		大場　清	公募委員
39		―	交通安全母の会小出支部　支部長
40		―	少年補導員
41		―	小出地区防災リーダー
42		斎藤　賢一	小出地区農業委員
43		―	農業嘱託員
44		―	JAさがみ小出支店運営委員の代表
45		―	環境指導員

前年度の活動報告書及び収支決算書

平成２８年度　小出地区まちぢから協議会事業報告

１　会議等の実施

（１）総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
平成２８年　４月２１日	第１回　役員会	(1)　公募委員の選考について (2)　平成２８年度定期総会について (3)　平成２８年度第１回運営委員会について
５月　９日	定期総会	議案第１号　平成２７年度事業報告及び決算 議案第２号　平成２８年度補欠による役員の選出 議案第３号　平成２８年度事業計画（案）及び予算（案） 議案第４号　規約改正（案）
５月　９日	第１回　運営委員会	(1)　運営委員会の進め方について (2)　各部会の活動状況等について (3)　委員の推薦について
７月　４日	第２回　役員会	(1)　第２回運営委員会の議題について (2)　茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請について (3)　小出地区まちぢから協議会のホームページについて (4)　各部会の活動状況について (5)　茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の情報提供について
８月２２日	第２回　運営委員会	(1) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請について (2) 小出地区まちぢから協議会のホームページの開設について (3) 平成２８年度小出地区市民集会について、各部会の活動状況について
８月３０日	第３回　役員会	平成２８年度小出地区市民集会の当日テーマについて
１１月　８日	第４回　役員会	第３回運営委員会の議題について（第３回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会について、各部会の活動状況について）
１１月２１日	第３回　運営委員会	第３回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会について、各部会の活動状況について
２月　６日	第５回　役員会	第４回運営委員会の議題について（各部会の活動報

		告、平成２８年度小出地区まちぢから協議会の活動の振り返りについて、平成２９年度定期総会について、平成２９年度に向けての提案）
２月１３日	第４回　運営委員会	各部会活動の報告、平成２８年度小出地区まちぢから協議会の活動の振り返りについて、平成２９年度定期総会について、平成２９年度に向けての提案
３月　６日	第６回　役員会	今後の運営について

（２）ひとづくり部会

実施日	会議の名称	主な内容等
平成２８年　６月２７日	第１回　ひとづくり部会	(1) ひとづくり部会の活動実績と今年度の活動方針について (2) 児童の見守り活動について (3) 意見交換
８月　５日	第２回　ひとづくり部会	(1) 児童を取り巻く課題について (2) 小出子どもの街宣言の改訂について
９月３０日	第３回　ひとづくり部会	(1) 児童の見守り活動の今後の取り組みについて (2)「小出子どもの街宣言」の改訂に向けた全体のイメージ像の共有について
１１月１５日	第４回　ひとづくり部会	(1) 児童の見守り活動交流会（１１月２９日開催）について (2)『小出子どもの街宣言』の改訂について
１２月　６日	第５回　ひとづくり部会	(1) 児童の見守り交流会（１１月２９日開催）の振り返り (2) 交通安全教室（旗振り講習会）の開催及び参加者の呼びかけについて (3) まちぢから協議会内での見守り活動への協力の呼びかけについて (4) 小出子どもの街宣言の改訂について
１月１８日	第６回　ひとづくり部会	(1) 小出小学校の児童の見守り活動について ○旗振り講習会の報告について ○児童の見守り活動の協力者について (2)「小出子どもの街宣言」の改訂について ○骨子について ○デザイン（案）ついて ○今後のスケジュールについて
２月　２日	第７回　ひとづくり部会	児童の見守り活動について
２月２２日	第８回　ひとづくり部会	(1) 児童の見守り活動について ○児童の見守り活動について

		○児童の見守り活動の際に使用する旗について ○子どもの居場所づくりについて (2)「小出子どもの街宣言」の改定について ○「小出子どもの街宣言」の掲載内容について ○「小出子どもの街宣言」のデザインについて
３月２４日	第９回　ひとづくり部会	(1) 児童の見守り活動について (2)「小出子どもの街宣言」の改訂について

（３）地域づくり部会

実施日	会議の名称	主な内容等
平成２８年６月２９日	第１回　地域づくり部会	(1)　地域づくり部会の活動実績と今年度の活動方針について (2)　地域でのお茶飲み会の開催について (3)　意見交換
７月２８日	第２回　地域づくり部会	(1)　７月１４日及び７月２８日の歌体操教室でのお茶飲み会の報告と今後について (2)　お茶飲み会の実施について (3)　意見交換
９月２６日	第３回　地域づくり部会	(1) 各地域で行われているお茶飲み会の報告 (2) 地域づくり部会の今後の取り組みについて
１１月２９日	第４回　地域づくり部会	(1)　自治会での取り組み事例の紹介 (2)　各地区でのお茶飲み会の実施状況と今後の歌体操教室について (3)　福祉マップの掲載内容等について
１月１７日	第５回　地域づくり部会	(1)　各地区でのお茶飲み会の実施状況と今後の歌体操教室について (2)　福祉マップづくりについて
２月１５日	第６回　地域づくり部会	(1)　地域でのお茶飲み会について (2)　福祉マップづくりについて
２月２３日	第７回　地域づくり部会	福祉マップづくりについて
３月　３日	第８回　地域づくり部会	(1)　福祉マップづくりについて (2)　岡崎市への視察について (3)　今後の活動について

（4）まちづくり部会

実施日	会議の名称	主な内容等
平成２８年７月２６日	第１回　まちづくり部会	今後の取り組みについて

２　事業の実施

	実施主体	実施日	事業の名称
（1）	本部	平成２８年　９月２５日	市民集会
（5）		１月９日	新成人のつどい

（1）市民集会

概　要　地区内自治会の課題を取りまとめ、要望事項として行政に提出。得られた回答を基に役員会及び運営委員会にて当日取り扱う案件を決定し、質疑応答を行った。

実施日　平成２８年９月２５日

参加者　３９名

内　容（1）下寺尾官衙遺跡群の整備計画の進捗状況について

（2）新文化資料館の整備計画の進捗状況について

（3）文教地区としての小出地区の今後について

（4）ちがさき都市マスタープランの中に位置づけられている５年先、１０年先の小出地区の将来像について

（5）中核市に移行する茅ヶ崎市としての展望について

（6）「茅ヶ崎市道路整備プログラム」において計画されている第１期整備区間で整備される区間の今後の整備計画について

（7）さらなる安全対策のための小出地区への交番の設置について

（8）小出地区における児童の見守り活動について

３　その他の取り組み

（1）公募委員の募集

公募期間　　平成２８年４月１日～４月１５日

周知方法　　市ホームページ及び広報ちがさき４月１日号に掲載、地区内自治会にて回覧

応募人数　　３名程度

選　　考　　一次審査（書類審査）　期限までに各選考委員が採点

二次審査（面接審査）　面接による選考を実施

結　　果　　３名程度の募集を行ったところ、２名の応募があり、選考を経て、平成２８年５月

９日の定期総会にて２名の公募委員の参加について、承認された。

（２）茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請に関すること

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例における市長に対する認定のための申請を行う。

第２回運営委員会において、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請を行うため、認定申請書について協議し、１０月２４日に茅ヶ崎市に提出した。その後、１１月２日に開催された第３回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会において審議され、１１月１７日付で認定を受けた。

（３）　活動の広報

ア　協議会の活動を周知するとともに、部会に多くの住民が参加できるよう、広報活動を行う。児童の見守り活動を周知するとともにより多くの協力者を募るため、毎月第２水曜日を「見守り強化日」とし、チラシ（広報ちがさき９月１日号と同時配布）による周知を行った。

イ　小出コミセンまつりへ参加し、活動の広報と部会員の募集を行う。第２３回小出コミセンまつりの会場において、チュロス及び揚げパンの販売を行うとともに、館内においてパネル展示による協議会活動の広報並びに部会活動への参加呼びかけを行った。

1号議案ー2

平成28年度　小出地区まちぢから協議会収支決算書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

収入の部

	当初予算	決算	
活動費	100,000	100,000	茅ヶ崎市より
活動費		150,000	茅ヶ崎市より（条例に基づく認定により）
合計	100,000	250,000	

支出の部

	当初予算	決算	
印刷製本費	30,000	8,634	
事務消耗品	10,000	0	
通信運搬費	10,000	0	
会議費	20,000	29,965	お茶代
分担金	0	10,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会へ
その他雑費	30000	19,804	研修会懇親会・新成人のつどい祝儀・布旗
合計	100,000	68,403	

収支　250,000　－　68,403　＝　181,597 残金　茅ヶ崎市へ戻入

平成29年4月24日

会計　永　澤　鐵　男

会長　佐　藤　次　男

会計監査の結果、平成28年度小出地区まちぢから協議会収支決算の内容を適正なものと認めます。

平成29年4月24日

監査　中　尾　俊　之

監査　五十嵐　清夫

当該年度の活動計画書及び収支予算書

平成２９年度　小出地区まちぢから協議会事業計画

１　茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務に関すること

（１）条例に基づく各種提出書類の作成事務

（２）認定コミュニティ助成金（運営費等助成金、特定事業助成金）の交付申請に関する事務

２　協議の場の創出に関すること

（１）部会の開催

ア）自治会部会

イ）コミセン部会

ウ）社会福祉部会

エ）子ども育成部会

オ）スポーツ健康部会

カ）防災部会

キ）地域活動部会

ク）七曲り県道整備部会

ケ）下寺尾遺跡部会

コ）小出小学校１５０周年記念事業部会

（２）その他、住所を有するすべての個人に参加機会を提供するための取り組み

３　協議会の周知及び広報に関すること

（１）小出地区まちぢから協議会ホームページの新規開設

（２）その他、広報紙の発行、広報活動の実施及び企画

４　事業に関すること

（１）人的交流に関すること

ア）研修会の実施

イ）先進都市等視察研修会の実施

（２）その他、事業に関すること

ア）市民集会の開催

小出地区まちぢから協議会　平成２９年度事業計画

１　運営委員会・役員会の開催
(1) 各部会への協議の投げかけ
(2) 各部会が協議した事項についての協議
(3) 平成２９年度事業の実施等についての協議
(4) 運営委員会の運営について
２　部会の開催
(1) 各部会での協議
(2) 各部会で協議した内容について運営委員会との連絡・調整
(3) 各部会での事業の実施
３　活動の広報
(1) 協議会の活動を周知するとともに、部会に多くの住民が参加できるよう、広報活動を行う。
(2) 小出コミセンまつりへ参加し、活動の広報と部会員の募集を行う。
４　認定コミュニティとしての取り組み
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定コミュニティとして、地域内の課題解決等に向けた特定事業の提案等必要な取り組みを進める。

小出地区まちぢから協議会　平成２９年度予算

【収入】

項目	当初予算額（円）	内容
補助金	２５０，０００	市より運営補助金
	１００，０００	小出地区自治会連合会より
計	３５０，０００	

【支出】

項目	当初予算額（円）	内容
印刷製本費	５０，０００	資料、機関紙印刷
会議費	３０，０００	お茶代
分担金	１０，０００	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会へ
役員職務手当	８０，０００	会長 20,000 円、その他役員 10,000 円
部会長職務手当	１００，０００	各部会長 10,000 円
視察・研修費	６０，０００	視察研修
雑費	２０，０００	懇親会費・新成人のつどい祝儀等
計	３５０，０００	